合併市に関する調査

記入月日:平成17年4月15日

基礎情報

都道府県・市名	茨城県・坂東市(ばんどうし)			
合併期日	平成17年3月22日			
合併形式	新設合併			
住所 (旧市町村名も記載)	茨城県坂東市岩井4365番地(旧岩井市)			
人口 (合併直近の国調)	58,673人			
面積	123.18km²			
議員定数	26人			
関係市町村名	岩井市、猿島町			

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口(人)	面積 (km²)	議員数 (人)	高齢化比率 (%)
	岩井市	42,786	90.72	20	18.8
	猿島町	15,080	32.46	16	20.4
合計	-	57,866	123.18	36	-

関係市町村の財政状況 * 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。 平成16年度予算

	市町村名	歳入合計 (千円)	地方税 (千円)	地方交付税 (千円)	指定団体等の指定状況	財政力指数
	岩井市		4,972,869	2,500,000	首都圏、市町村 圏、指数表選定	0.641
	猿島町	5,382,000	1,134,642	1,630,000	首都圏、市町村 圏、指数表選 定、特定農山	0.417
関係市町村						
		••••••				
合計	-	18,563,000	6,107,511	4,130,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日: 平成16年8月6E	新	群年月日:	平成17年3月21	日
内 容	組織:1市町から9名(市町長、 識経験者3名)及び県職員等34 協議項目数:38項目		収入役又は教	₹育長、議会選出	d議員3名、学
住民発議について	無				
市町村建設計画	計画の期間:平成17年度から ³	平成26年度までの	10力年		
 基本計画の主要項目	1 快適な暮らしと安全を支える 2 人と自然に優しい環境づく「 3 飛躍的に増大する交流・連打 4 福祉、医療の充実による笑意 5 過去、現在、未来をつなぐて 6 心かよう交流社会の形成と何 7 新市のまちづくりを支える名)(環境) 携を生かしたまち 頃のあふれる社会 文化の継承と未来 主民参加のまちづ	づくり(産業 づくり(福祉 を築く人づく くり(住民参	。) ・健康) り(教育・文化	
旧市町村庁舎の利活用	分庁方式とし、岩井庁舎、猿郎	島庁舎として活用	(事務所の位	置は岩井庁舎)	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システ	ムの活用 3.相互シス	テムの活用 4	その他 から選択	回答 2
					2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合:	- 名		2
議会の議員の定数に関する特例 議会の議員の在任に関する特例		有の場合: 有の場合:			2
		有の場合: (旧岩井市 月額	1 年 9 7 月 頁:40.5万円、	旧猿島町 月客	頁:29.4万円)
議会の議員の在任に関する特例	有 合併時は現行のとおりとする。 なお、新市において速やかに特	有の場合: (旧岩井市 月客 寺別職等報酬審議	1年9 7 月 1年3 7 月 (全年) 1年 (京都)で、	旧猿島町 月客	頁:29.4万円)
議会の議員の在任に関する特例議会の議員の報酬額	有 合併時は現行のとおりとする。 なお、新市において速やかに特	有の場合: (旧岩井市 月客 寺別職等報酬審議	1年9 7 月 1年3 7 月 (全年) 1年 (京都)で、	旧猿島町 月客	頁:29.4万円)
議会の議員の在任に関する特例 議会の議員の報酬額 地域審議会の設置について 内容	有 合併時は現行のとおりとする。 なお、新市において速やかに特	有の場合: (旧岩井市 月客 寺別職等報酬審議	1年9 7 月 1年3 7 月 (全年) 1年 (京都)で、	旧猿島町 月客	頁:29.4万円)
議会の議員の在任に関する特例 議会の議員の報酬額 地域審議会の設置について 内容	有 合併時は現行のとおりとする。 なお、新市において速やかにな 有・無 合併前の1市1町の[有の場合: (旧岩井市 月8 寺別職等報酬審議 区域ごとに設置予 年については、合	1 年 9 7月 頁: 40.5万円、 会に諮って、 定。	旧猿島町 月8 新市の報酬額を :日の属する年度	頁:29.4万円) E決定する。 Eは現行のとお

その他

その他	
	主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例:庁舎の位置等)
協議された事項	1 合併の方式:新設合併 2 合併の期日:平成17年3月22日 3 新市の名称:坂東市 4 新市の事務所の位置:岩井庁舎の位置(分庁方式を採用) 5 財産の取扱い:1市1町の所有する財産及び債務は、新市に引き継ぐ 6 議会議員の定数及び任期の取扱い:在任特例を適用し、平成18年12月21日まで新市の議員として在任、新市発足後、最初に行われる選挙の議員定数は26人 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い:在任特例を適用し、合併後1年間、新市の農業委員会の選挙による委員として在任、新市の選挙による委員定数は18人とし、新市の選挙単位は旧市町の区域に1選挙区を設けることとし、各選挙区の選挙定数は新市において定める 8 地域審議会の設置:合併前の1市1町の区域ごとに設置 9 地方税の取扱い:1市1町で差異のある税制は、原則合併時に統一(法人市民税、都市計画税は、特例法第10条第1項を適用) 10 一般職の職員の身分の取扱い:1市1町の一般職員は、新市の職員として引き継ぐ 残された課題について、箇条書きでご記入ください。 1 市章、花木鳥、市民憲章、宣言の制定 2 幼稚園の事業内容の統一 3 保育料審議会の設置 4 消防団の統合 5 水道料金の統一